

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 1 日

各県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物
に係る災害廃棄物処理事業について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨及び令和 7 年台風第 1 2 号で被害が生じており、これに伴い、災害廃棄物の発生等が予想されます。

農林水産関係の災害廃棄物に係る災害廃棄物処理事業の留意点について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

貴管下市町村に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

担当：長島、石毛

TEL：03-5521-8337（直通）

E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp

被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物 に係る災害廃棄物処理事業について（留意点）

災害廃棄物処理事業の事務処理にあたっては、「災害関係業務事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき行われているところですが、災害において、農業用ハウスの倒壊等が生じていますので、農林水産関係の災害廃棄物に係る災害廃棄物処理事業に係る留意点を次のとおり取りまとめました。

1. 補助対象事業の範囲について

災害廃棄物処理事業における対象事業は、マニュアル4. 2. ②により、市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業となります。

当該災害では多数の農業用ハウスの倒壊等が発生しており、これらが長期間放置されると新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるため、生活環境保全の観点から支障が認められ、市町村がこれらの農業用ハウス等（※）について、一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合、災害廃棄物処理事業の補助対象となります。

（※）農作物（い草など）や、農薬・肥料といった一般家庭から排出されるものと同様の性状にあるものについても同様。

ただし、農業用ハウス等の撤去が、他の災害復旧事業の補助対象となった場合には、災害廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできません。

2. 災害の採択範囲について

災害発生の実態確認については、マニュアル7.（3）2の別表に基づき、それぞれの災害原因が採択範囲の基準を満たしているかの調査により確認を行います。

3. 災害査定について

災害廃棄物処理事業の採択にあたっては、「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日付蔵計第2150号）により調査（いわゆる災害査定）を行うことから、被災の事実が確認出来るように写真等に残してもらいますようお願いいたします。

4. その他

マニュアルに記載が無いなど、補助金申請にあたり疑義等が生じましたら、各地方環境事務所又は環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課までご連絡をお願いいたします。

以上

【参考資料】

- ◆災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等（環境省HP）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>

- ◆災害関係業務事務処理マニュアル（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf>